

中学生への陸上自衛隊高等工科大学の生徒募集資料の配布中止を求める申し入れ

市内の中学校に通う生徒の保護者から「陸上自衛隊高等工科大学のご紹介」という文書と資料が3年生に配られ、不安を感じているという訴えがありました。

自衛隊札幌地方協力本部北部地区隊による案内文には、同校は、ハイテク化された装備を扱う人材育成の必要から1955年に自衛隊「生徒制度」が発足し、1963年から「少年工科大学」となり2010年に現在の「高等工科大学」とされ、「将来の基幹陸曹たる陸上自衛官となるべき者を養成する学校」として誕生したとのべられています。

高等工科大学への変更は、単なる名称変更ではなく、生徒の身分を自衛官のままにしておくことができなくなったという事情があります。2000年5月に国連総会で採択された「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利条約選択議定書」が国会承認（2004年）され、「締約国は、18歳未満の者を自国の軍隊に強制的に徴集しないことを確保する」（第2条）により、18歳未満の自衛官が認められなくなったためです。

しかし、同校では、普通科高校と同様の「一般教育」（通信制）と同時に、自衛官になるための専門的な技術、陸曹候補者として必要な教育や訓練を受けます。2年生になると銃が貸与され、実弾射撃訓練や戦闘訓練が行われ、3年生は東富士演習場での野営訓練など総合的な軍事訓練が行われます。

このように、18歳未満の生徒に銃をもたせ、自衛官＝戦闘員になるための軍事訓練を行うことは、児童の武力・敵対行為への関与を禁じ、「平和で安全な状況において児童が発達し及び教育を受けること」、「武力紛争における関与から児童を一層保護することが必要」とした「議定書」の趣旨に反するものであり、同校を各種学校など学校教育一般と同列に置くことはできません。

陸上自衛隊高等工科大学の募集案内を中学校が配布することは、「学校が自衛隊への入隊を推奨している」という誤解を保護者に与えかねません。また、安倍政権による安保法制の強行で海外での武力行使が可能となり、この5月には千歳から陸上自衛隊員が南スーダンに派遣されました。憲法9条を蹂躪し、「専守防衛」の大原則を覆すこの暴挙は、保護者の不安をいっそう強めるものとなっています。

本市は、「すべての子どもは、未来と世界へ羽ばたく可能性に満ちた、かけがえのない存在」とした「子どもの権利条例」を制定し、「子どもの最善の利益を実現する」ために、大人や札幌市のはたすべき役割などを定めています。同校に児童を送ることは、この条例の精神に反するものだと考えます。よって、以下申し入れます。

記

1. 陸上自衛隊高等工科大学への生徒募集の資料が、どの中学校に配布されているのか調査すること。その際、児童に銃を持たせる戦闘訓練などの教育内容について、学校として把握しているかどうか調査すること。

2. 本市として、陸上自衛隊高等工科大学への生徒募集の資料配布は行わないよう、自衛隊札幌地方協力本部北部地区隊に要請するとともに、各学校へ、万一、資料配布の要請があっても拒否するよう指導を徹底すること。